

(別添1-2)

○厚生労働省告示第三八五号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一中「それを踏まえた措置を講ずることとして差し支えないものである」を「それに留意すること」に改める。

第二中「離職状況」の下に「、学校等の卒業時期」を加え、同第二号中「設定すること。」の下に「当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。」を加え、同第四号中「提供すること。」の下に「また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。」を加える。

第三第二号に次の(三)を加える。

(三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保を

の他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。